

「(仮称)流山市歯と口腔<sup>こうくう</sup>の健康づくり推進条例」の制定について  
この条例は、歯と口腔の健康づくりについて基本理念を掲げ、市、歯科医師等、教育関係者等及び市民の責務及び役割並びに市の基本的施策を定めることにより、市民の歯科口腔保健を生涯を通じて一貫して推進し、もって市民の全身にわたる健康を増進するために制定するものです。

条例を制定するにあたり、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

※詳細は別紙のとおり